

「最近の社外取締役・監査役の実務課題」

～この1年のまとめと今後への対応～

日 時：2020年2月19日（水）14：00～16：00

場 所：学士会館 320号室

講 師：三優監査法人 会長 杉田純氏

参加者数：52名（DF42名、パソナ顧問ネットワーク等
10名）



1. 2019年の状況と2020年の展望

CGCが発効し5年経過した。昨年は大きな改訂はなかったが、報酬に関してなど開示事項の変更はあった。早期適用した会社も出ている。日本の風土のあっているかは疑問があるものの、欧米型ガバナンスに近づきつつある。

(1) 最近の法令等の改正

- ① 民法債権法の改訂が4月1日に施行される。個人融資の保証人は公証人の承認が必要となる。また、不動産賃貸契約などは2年上限など条件付与が必要となり、企業は外部との契約を見直し始めている。
- ② 会社法も昨年改正可決された。
 - ◆ 株主総会の規律（電子告知の一般化、3週間以上告知など）
 - ◆ 株主提案権の制限
 - ◆ 取締役報酬の決定方針及び決定方法の開示
 - ◆ ストックオプションの無償化
 - ◆ D&O保険の付与内容の開示
 - ◆ 業務執行を社外取締役に委任可能（一部認められる）
 - ◆ 社外取締役の設置義務（株式公開大会社）
- ③ 労働基準法改革が始まる
働き方改革の進展。中小企業への適用もされていく。違反した場合は公表され、公的機関の入札ができなくなったりする。
- ④ 個人情報保護の厳格化
米国では州単位で内容が異なる。中国はサイバーセキュリティ法により、PCの持ち込みができなくなったり、情報流失が厳格化される。

(5) 環境の変化に対応する重要事項

① SG経営

前向きにディスクロージャーしている会社が評価されてきている。
収益を上げることに加えてということで、ROESGという言い方も出てきた。

② SDGs

17の目標と169の具体策にどう取り組むかを考えていかなければならない。

③ TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

財務に影響ある気候変動に対する体制、リスクの公開義務が生じてきている。

2. ガバナンス改革と上場会社の開示改訂

(1) CGコードの改訂

① CEOの育成 (原則3-1)

次のCEOをどう育成するか。計画の概要説明義務。
役員報酬基準の公開。

② 社外取締役 (原則4-8)

属性は多様性 (女性、国際性) を持つこと
CEO選定基準の明確化、その公開。

③ 取締役会の実効性評価

④ 政策保有株式の方針明記

行使、不行使基準を作る。
持つ目的を説明する。
手放す基準を決める。

以上のように必要な開示基準を作ることが求められた。

(2) 有報開示記載事項の変更 (内閣府令第3号)

DWG (金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」)
開示そのものがCGコードにのっとるべきである。

① 財務情報及び記述情報の充実

財務情報及び記述情報の充実や経営分析、CFの詳細な源泉情報の明示など事例は出てきている。

② 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

役員報酬は個別に業績連動分や役員配分迄開示が求められる。

③ 提供情報の信頼性

適時性の確保や会計監査人の監査期間など公開

④ EDINET

今後の電子開示のあり方、利便性向上、英文対応など求められる。

他、記述情報をもっと増やせということで、経営目標、マテリアリティなど分かりやすく記述する。

3. グループガバナンスの論点

グループの企業価値向上の為のグループ設計のありかたを考えると、グループガバナンスのガイドラインが設定された。

グループ本社の子会社経営者の選任基準など子会社管理、監督のありかたや上場子会社のあり方、事業ポートフォリオマネジメントのあり方などを規程している。

4. 監査役の取り組み

(1) KAM (Key Audit Matters) は来年3月決算から報告書記載が義務化されるが、今年から早期適用事例が出てくる。

① 何が対象か

特別リスクの取引など

② 誰と決めていくか

監査役と監査法人が決めていく。意思表示ではなく、事実情報である。

意見不一致があった場合は株主総会で説明する。

EU、米国では始まっている。

監査役協会がKAMに関するQ&Aを公表しているのは参考になる。

(2) 監査等委員会設置会社では委員は監査役と同じ

モニタリング型を発揮しなければならない。

この形態では業務執行委託できるかは曖昧である。

また、監査室との連携は重要なので、社長直轄組織だが、報告の主体が来るように委員会にも帰属すべきである。

以上